

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 5)

(平成 30 年 7 月 4 日)

【通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護】

○ **栄養改善加算について**

問 1 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) 問 34 については、通所サービスの利用者のうち、栄養改善加算を算定した者に対しては、管理栄養士による居宅療養管理指導を算定することができないものと理解してよいのか。

(答)

通所サービスで設けている「栄養改善加算」については、低栄養状態の改善等を目的として栄養ケア計画に基づき、利用者ごとに栄養食事相談等の栄養管理を行うものである。

一方、「管理栄養士による居宅療養管理指導」については、低栄養状態にある者や特別食を必要とする者に対して栄養ケア計画に基づき、利用者ごとに栄養食事相談等の栄養管理を行うものである。

したがって、栄養改善加算を算定した者に対して、低栄養状態を改善する等の観点で管理栄養士による居宅療養管理指導を行った場合、栄養管理の内容が重複するものと考えられるため、栄養改善加算を算定した者に対しては、管理栄養士による居宅療養管理指導を算定することができない。

【介護療養型医療施設】

○ 生活機能回復訓練室と精神科作業療法の専用施設の兼用について

問 2 介護療養型医療施設の精神科作業療法の専用施設と、当該介護療養型医療施設内の生活機能回復訓練室、機能訓練室、食堂等との兼用について、どのように取り扱えばよいか。

(答)

入所者に対するサービス提供に支障を来さず、かつ、必要な面積を満たす場合には、いずれの場合も兼用することは差し支えない。また、複数のスペースで、精神科作業療法等のサービスを提供することについては、入所者に対するサービス提供に支障を来さず、かつ、全体として必要な面積を満たす場合には、差し支えないものであること。

なお、介護療養型医療施設の精神科作業療法の専用施設を他の施設と兼用する場合、それらを区画せず、1つのオープンスペースとすることも差し支えない。

【施設サービス、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護】

○ 身体拘束廃止未実施減算、夜勤職員配置加算（ロボット）について

問 3 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) の問 87 から 90 に対する回答については、他のサービスにも同様の加算があるが、介護老人福祉施設のみに適用されるのか。

(答)

問 87 の回答については、施設サービス、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護に適用される。

問 88 から 90 までの回答については、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護に適用される。

(参考) 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1)

【介護老人福祉施設】

○ 身体拘束廃止未実施減算

問 87 新たに基準に追加された体制をとるためには準備が必要であると考えられるが、何時の時点から減算を適用するか。

(答)

施行以後、最初の身体拘束廃止に係る委員会を開催するまでの 3 ヶ月の間に指針

等を整備する必要があるため、それ以降の減算になる。

○ 夜勤職員配置加算（ロボット）

問 88 最低基準を 0.9 人上回るとは、どのような換算をおこなうのか。

（答）

- ・月全体の総夜勤時間数の 90%について、夜勤職員の最低基準を 1 以上上回れば足りるという趣旨の規定である。
- ・具体的には、1 ヶ月 30 日、夜勤時間帯は一日 16 時間であるとする、合計 480 時間のうちの 432 時間において最低基準を 1 以上上回っていれば、夜勤職員配置加算を算定可能とする。なお、90%の計算において生じた小数点 1 位以下の端数は切り捨てる。

問 89 入所者数の 15%以上設置ということだが、見守り機器を設置しているベッドが空床であってもよいのか。

（答）

空床は含めない。

問 90 見守り機器は、どのようなものが該当するのか。

（答）

- ・個別の指定はなく、留意事項通知で定める機能を有するものが該当する。
例えば、平成 28 年度補正予算「介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業」で実証を行った機器のほか、訪室回数の減少、介助時間の減少、ヒヤリハット・介護事故の減少等の効果が期待できる機器が該当する。
- ・介護老人福祉施設等は、訪室回数や介助時間の減少等の実証効果を製造業者等に確認するとともに、少なくとも 9 週間以上見守り機器を活用し、導入機器を安全かつ有効に活用するための委員会において、ヒヤリハット・介護事故が減少していることを確認し、必要な分析・検討等を行った上で、都道府県等に届出を行い、加算を算定すること。
- ・なお、見守り機器をベッドに設置する際には、入所者のプライバシーに配慮する観点から、入所者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ること。
※ 9 週間については、少なくとも 3 週間毎にヒヤリハット・介護事故の状況を確認することとする。